

保險組合問題に關して全従業員諸君に訴ふ！
共済組合

共通の利益の前途に致し国結ぶよ！！

我輩は科税従業員は全商社と見做され人として知る健康保險組合の保險料率に關し全社側提案の三分二に對しては絶対反對するものである。殊に明白である。吾等が月末に受け取る僅かの賃銀をばらしては先遣を維持しなくてはならない。其の上は口舌種の掛金をとするに及ばず到底なし得ない事がある。殊にこの保險組合は決して相難いものではなく。保險組合によつて給付する為は工場法による給付をして貰へなくなり結局資本家の為は都合がよくて吾々にとつては甚だしくもそのを悉く天孫殫制的に金と積まねばならず、しかも工場を止めた時には一先も貰へないのである。會社側には最近「保險組合によつて休業扶助として百分の六十を出すか」との四十は扶助規則によつて出す」と云ふ様な事と言つてゐるか。會社の規則は是の長口つては出すと云ふ事を規定してはゐない。會社に於て若し云ふ云ふ意思があるならば扶助規則の改正となるべきである。